

廃棄物政策の変遷及びこれまでの 取組等について

平成28年5月19日

第1回廃棄物処理制度専門委員会

目 次

1. 廃棄物政策の変遷
(廃棄物処理法改正の経緯など)
2. 廃棄物の適正処理の確保に関する状況
3. 3Rに関する状況
4. 廃棄物等の越境移動等の適正化に関する状況
5. 廃棄物処理分野における温暖化対策に関する状況
6. 廃棄物政策に係る計画・方針等
7. その他

1. 廃棄物政策の変遷 (廃棄物処理法改正の経緯など)

ポイント

- 廃棄物処理政策は、公衆衛生の向上、生活環境の保全の目的に加え、1990年代以降、循環型社会を形成するため3Rの推進をも含めた政策に舵取り。
- また、不法投棄や産業廃棄物問題が社会問題化し、適正処理の徹底や廃棄物由来の環境被害の防止が急務。
- さらに、温暖化対策、災害廃棄物対策に対する要請の高まり。
- このため、各種リサイクル法等の制定と相まって、平成9年、12年、15～18年、22年、27年に廃棄物処理法を改正。

我が国における廃棄物政策の変遷

年 代	内 容	法律の制定
戦後～1950年代	・環境衛生対策としての廃棄物処理 ・衛生的で、快適な生活環境の保持	・清掃法(1954)
1960年代～1970年代	・高度成長に伴う産業廃棄物等の増大と「公害」の顕在化 ・環境保全対策としての廃棄物処理	・生活環境施設整備緊急措置法(1963) ・廃棄物処理法(1970) ・廃棄物処理法改正(1976)
1980年代	・廃棄物処理施設整備の推進 ・廃棄物処理に伴う環境保全	・広域臨海環境整備センター法(1981) ・浄化槽法(1983)
1990年代	・廃棄物の排出抑制、再生利用 ・各種リサイクル制度の構築 ・有害物質(ダイオキシン類含む)対策 ・廃棄物の種類・性状の多様化に応じた適正処理の仕組みの導入	・廃棄物処理法改正(1991) ・産業廃棄物処理特定施設整備法(1992) ・環境基本法(1993) ・容器包装リサイクル法(1995) ・廃棄物処理法改正(1997) ・家電リサイクル法(1998) ・ダイオキシン類対策特別措置法(1999)
2000年～	・循環型社会形成を目指した3Rの推進 ・産業廃棄物処理対策の強化 ・不法投棄対策の強化 ・災害廃棄物対策の強化	・循環型社会形成推進基本法(2000) ・建設リサイクル法 ・食品リサイクル法(2000) ・廃棄物処理法改正(2000) ・PCB特別措置法(2001) ・自動車リサイクル法(2002) ・産業廃棄物支障除去特別措置法(2003) ・廃棄物処理法改正(2003～06、10) ・小型家電リサイクル法(2012) ・廃棄物処理法及び災害対策基本法改正(2015)

衛生
公害
資源・循環型社会

平成12年廃棄物処理法改正の概要

- 最終処分場を始めとする産業廃棄物処理施設の深刻な容量の逼迫の一方、住民の不信感から設置に対する反発運動が多発し、設置・運営が非常に困難な状況。
- 悪質な不法投棄の増大とその手口の巧妙化により、不法投棄が発見されても原状回復がままならない状況。
- 産業廃棄物処理業に関して、暴力団が介入している実態が存在。



廃棄物の減量化の推進

- ・国の基本方針の創設
- ・都道府県廃棄物処理計画の創設
- ・多量排出事業者の処理計画の策定、提出義務の創設

公的関与による産業廃棄物処理施設の整備の促進

- ・都道府県の行う産業廃棄物の処理の明確化
- ・廃棄物処理センター制度の見直し(要件緩和、設置数制限撤廃、業務拡大)
- ・特定施設整備促進法上の認定施設の要件緩和

廃棄物の適正処理のための規制強化(排出事業者責任の強化)

- ・廃棄物処理業の許可等の要件の追加(暴力団員等である者、暴力団等によって支配されている法人を産業廃棄物処理業の欠格要件に追加、間接的に違反行為に関与した場合を廃棄物処理業の取消要件に追加。)
- ・廃棄物処理施設の設置許可の要件の追加(維持管理基準適合性、施設の過度の集中による大気環境基準確保の困難性)
- ・廃棄物処理施設の譲受等に関する許可等の創設
- ・マニフェスト制度の見直し
- ・廃棄物の焼却の規制強化
- ・不適正処分に関する支障の除去等の措置命令の強化(不適正処分を行った者の拡大、排出事業者の追加)
- ・罰則の強化(産業廃棄物管理票の不交付、廃棄物の焼却禁止違反等に係る罰則新設、廃棄物の投棄禁止違反、無確認輸出等)

平成15年廃棄物処理法改正の概要

- 廃棄物の排出量が高水準で推移していることに加え、青森・岩手県境不法投棄事件のような不適正処理事例が依然として問題となっており、更なる不適正処理への対応が必要となるとともに、効率的な廃棄物処理を確保するための制度の合理化が必要。

不法投棄の未然防止等の措置

- ・都道府県等の調査権限の拡充(疑い物に係る立入検査を創設)
- ・不法投棄等に係る罰則の強化
 - ①不法投棄等の未遂罪の創設、②一般廃棄物の不法投棄に係る罰則の強化
- ・国の関与の強化
 - ①緊急時の国の調査権限の創設、②国の責務の明確化
- ・悪質な処理業者への対応のさらなる厳格化等
 - ①特に悪質な業者の許可の取消しの義務化、
 - ②廃棄物処理業の許可に係る欠格要件の追加(聴聞通知を受けてから廃業する者)
- ・事業者が一般廃棄物の処理を委託する場合の基準等の創設

リサイクルの促進等の措置

- ・広域的なリサイクル等の推進のための環境大臣の認定による特例制度創設(一定の広域的な処理を行う者について、環境大臣の認定により廃棄物処理業の許可を不要とする)
- ・同様の性状を有する廃棄物の処理施設の設置許可の合理化(設置許可を受けている産業廃棄物の処理施設につき、同様の性状を有する一般廃棄物を処理する場合に、届出により一般廃棄物処理施設の許可不要とする)
- ・課題に的確に対応した廃棄物処理施設整備計画の策定

平成16年廃棄物処理法改正の概要

- 廃棄物最終処分場の跡地等における土地の形質の変更による生活環境へのリスクの増大
- ごみ固化化燃料施設における甚大な死傷事故の発生など廃棄物の処理施設を巡る問題の顕在化など、依然として深刻な社会問題となっている事案の存在

国の役割の強化による不適正処理事案の解決

- ・産業廃棄物の不適正処理事案が深刻化しているような緊急時の、環境大臣の関係都道府県に対する指示規定の創設

廃棄物処理施設を巡る問題の解決

- ・廃棄物最終処分場の跡地等における土地の形質変更に係る措置
 - ①都道県知事による指定区域の指定
 - ②変更届出の義務付け 等
- ・廃棄物処理施設における事故時の措置
 - ①施設設置者に対する支障除去又は発生防止の応急措置、事故の状況報告等の義務付け
 - ②都道府県知事による応急措置命令

罰則の強化などによる不法投棄の撲滅

- ・指定有害廃棄物(硫酸ピッチ)の不適正処理の禁止
- ・罰則の強化(不法投棄又は不法焼却の罪を犯す目的で廃棄物の収集又は運搬をした者の処罰規定)

平成17年廃棄物処理法改正の概要

- 廃棄物排出量は依然として高水準で推移、最終処分場の残余容量がひつ迫
- とりわけ、大規模かつ広域的な不法投棄事案が発生、また、マニフェストの不正行為が多く見られる
- さらに、中国に向けた廃プラスチックの輸出事案が発覚し、日本から中国への廃プラの輸出が禁止され外交上通商問題にまで発展

大規模不法投棄事案への対応

- ・保健所を設置する市が産業廃棄物関係事務等を行う仕組みを見直し、政令で指定する市が当該事務を行うこととする仕組みに改正(PCB処理特別措置法についても同様)
- ・マニフェスト制度の違反行為に係る勧告に従わない者についての公表・命令措置を導入するとともに、産業廃棄物の運搬又は処分を受託した者にマニフェストの保存義務を課す
- ・マニフェストの虚偽記載等の罪に係る法定刑を引き上げ
- ・無許可営業、無許可事業範囲変更等の罪に法人重課を導入

無確認輸出の取締り強化

- ・輸出通関手続等の段階で効果的に防止するため無確認輸出に係る未遂罪及び予備罪を創設
- ・廃棄物の無確認輸出に係る罪の法定刑を引き上げるとともに、法人重課を導入

その他制度上の問題への対応

- ・維持管理積立金制度の対象を拡大(平成10年6月以前に埋立開始された最終処分場を追加)
- ・不正の手段により許可を受けた場合を取消事由に追加する等、許可制度の厳格化
- ・国庫補助負担金改革の結果、一般廃棄物処理施設に係る市町村への補助金が廃止されたことに伴う所要の措置

平成18年廃棄物処理法改正の概要

- 建築物の解体等に伴って、アスベスト廃棄物(スレート等アスベスト含有建材、吹付けアスベスト、アスベスト含有家庭用品)が、今後大量に発生。
(ストック量約4000万トン、年間排出量100万トン以上)
- 住民不安を背景とした処分場での受入忌避に加え、今後予定している処理基準の強化等により、大量のアスベスト廃棄物が滞留し、不法投棄等につながるおそれ。
- これを安全かつ円滑に処理するために、従来の埋立処分に加え、高温の溶融等による「高度技術による無害化処理」という新たなルートの確保が必要。

アスベスト廃棄物の高度な技術による無害化処理の促進・誘導

- ・人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物(アスベスト廃棄物)について、高度な技術を用いて無害化する処理を行う者を個々に国が認定し、認定を受けた者については、廃棄物処理業及び処理施設に係る許可を不要とする、無害化認定制度の創設

※「アスベスト問題に係る総合対策」(平成17年12月27日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合決定)のうち、「今後の被害を未然に防止するための対応」として必要となる法律として、大気汚染防止法、地方財政法及び建築基準法と一括して改正されたもの

平成22年廃棄物処理法改正の概要①

I. 廃棄物の適正な処理を巡る課題

- 不法投棄等の不適正処理は依然として多数発覚、産業廃棄物の排出事業者の処理責任の徹底等が必要。
- 廃棄物処理施設（最終処分場等）による環境汚染への住民不安に配慮し、維持管理対策の強化が必要
- 優良な廃棄物処理業者の育成が必要。



廃棄物を排出する事業者による適正な処理を確保するための対策の強化

- ・産業廃棄物を事業所の外で保管する際の事前届出制度を創設。
- ・建設工事に伴い生ずる廃棄物について、元請業者に処理責任を一元化。
- ・不適正に処理された廃棄物を発見したときの土地所有者等の通報努力義務を規定。等

廃棄物処理施設の維持管理対策の強化

- ・廃棄物処理施設の設置者に対し、都道府県知事による当該施設の定期検査を受けることを義務付け。
- ・設置許可が取り消され管理者が不在となった最終処分場の適正な維持管理を確保するため、設置許可が取り消された者にその維持管理を義務付ける等の措置を講ずる。

廃棄物処理業の優良化の推進等

- ・優良な産業廃棄物処理業者を育成するため、事業の実施に関する能力及び実績が一定の要件を満たす産業廃棄物処理業者について、許可の更新期間の特例を創設。
- ・廃棄物処理業の許可に係る欠格要件を見直し廃棄物処理法上特に悪質な場合を除いて、許可の取消しが役員を兼務する他の業者の許可の取消しにつながらないように措置。

平成22年廃棄物処理法改正の概要②

Ⅱ. 廃棄物の適正な循環的利用の促進を巡る課題

- 再生利用は進んでいるが、産業廃棄物の排出抑制が不十分
- 廃棄物の循環的利用の確保が必要
- 廃棄物の焼却時の熱利用が進んでいない

排出抑制の徹底

- ・多量の産業廃棄物を排出する事業者に対する産業廃棄物の減量等計画の作成・提出義務について、違反した場合の罰則規定を創設。

適正な循環的利用の確保

- ・廃棄物を輸入することができる者として、国内において処理することにつき相当な理由があると認められる国外廃棄物の処分を産業廃棄物処分業者等に委託して行う者を追加。

焼却時の熱利用の促進

- ・廃棄物の焼却時に熱回収を行う者が一定の基準に適合するときは都道府県知事の認定を受けることのできる制度を創設。

平成27年廃棄物処理法及び災害対策基本法改正の概要

- 東日本大震災等近年の災害における教訓・知見により、以下のとおり、災害の発生に備えて対応を強化すべき課題が明らかに。
- ・災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を実現するための事前の備え(方針・体制)が不十分
 - ・災害廃棄物の適正処理の確保に向けた指針・仕組みが不十分

非常災害により生じた廃棄物の処理の原則等(廃棄物処理法)

- ・非常災害により生じた廃棄物の処理の原則を新たに規定
- ・国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、適切に役割分担とともに、相互に連携を図りながら協力する責務を新設
- ・環境大臣が定める基本方針及び都道府県知事が定める廃棄物処理計画に、非常災害時における廃棄物の適正な処理に関する施策等に関する事項を追加

手続の簡素化(廃棄物処理法)

- ・災害時における廃棄物処理施設の迅速な新設又は柔軟な活用のための手続を簡素化

災害廃棄物処理に関する指針の策定(災害対策基本法)

- ・特定の大規模災害の発生後、環境大臣は廃棄物処理法の基本方針にのっとり、災害廃棄物処理に関する指針を策定する旨を新たに規定

災害廃棄物処理の代行(災害対策基本法)

- ・特定の大規模災害の被災地域のうち、廃棄物処理の特例措置が適用された地域から要請があり、かつ、一定の要件を勘案して必要と認められる場合、環境大臣は災害廃棄物の処理を代行することができる規定を新設

2. 廃棄物の適正処理の確保 に関する状況

ポイント

- 廃棄物の適正処理を確保するため、数次にわたる廃棄物処理法の改正等を実施。
- これにより、「悪貨が良貨を駆逐する」状態にあった、産業廃棄物処理の構造改革に着手。
- また、不法投棄の撲滅を推進。
- さらに、産業廃棄物処理業者の優良化や、電子マニフェストの導入を推進。

産業廃棄物処理の構造改革

産業廃棄物の構造的問題

廃棄物＝不要なもの

無責任状態での経済原則

処理コスト負担の動機付けがない

安からう悪からうの処理

悪貨が良貨を駆逐

(優良業者が市場の中で優位に立てない)

不法投棄など不適正処理の横行

産業廃棄物に対する
国民の不信感の増大

処理の破綻

環境負荷等の悪影響

PPP(汚染者負担原則) に基づくべき姿

廃棄物＝不要なもの

自己責任が伴う中の経済原則

排出事業者が最後まで責任を持つ

確実かつ適正な処理

排出事業者が優良業者を選択
(悪質業者が市場から淘汰される)

安全・安心な適正処理の実現

産業廃棄物に対する
国民の信頼の回復

循環型社会の構築

構造を転換

累次の廃棄物処理法改正 に基づく構造改革

- 排出事業者責任の徹底
 - ・マニフェスト制度の強化
 - ・原状回復命令の拡充
- 不適正処理対策
 - ・処理業者・施設の許可要件の強化
 - ・罰則強化
(懲役5年、罰金1億円)
- 適正な処理施設の確保
 - ・廃棄物処理施設設置手続きの強化・透明化
 - ・優良な施設整備の支援
 - ・公共関与による補完
(廃棄物処理センター)

将来世代にわたる
健康で文化的な生活の確保

廃棄物の適正処理の確保のための施策体系

未然防止

支障の除去

①マニフェスト制度の徹底

産業廃棄物管理票制度(特に電子マニフェストの活用)
最終処分が適切に終了するまでの措置

②処理業者の優良化

優良産廃処理業者認定制度の運用
(環境配慮契約における優良認定事業者の優遇措置等)

③不法投棄等の罰則の強化

不法投棄: 5年以下の懲役又は千万円以下の罰金(法人3億円)、未遂罪の創設

無確認輸出: 5年以下の懲役又は千万円以下の罰金(法人1億円)、未遂罪、予備罪の創設

④適正な施設の確保

施設許可制度、廃棄物処理センター制度

⑤監視の強化

立入検査・報告徴収・改善命令等、
パトロール事業、不法投棄ホットライン、
地方環境事務所の設置、現場対応マニュアルの作成

⑥措置命令

処分者、原因者、注意義務違反の排出事業者等
に対する支障の除去又は防止命令

排出事業者責任の徹底

⑦代執行・費用請求

いとまがない場合、措置命令に従わない場合、
原因者等不明の場合に都道府県等が代執行
(行政代執行法の特例)

⑧適正処理推進センターの支援

産業廃棄物の排出事業者責任

○事業者自らによる処理

事業者は、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、…産業廃棄物処理基準…に従わなければならぬ。(法第12条第1項)

○処理の委託

事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、…産業廃棄物収集運搬業者…産業廃棄物処分業者…にそれぞれ委託しなければならない。(法第12条第5項)

【委託に伴う義務】

- ・委託した場合の最終処分までの注意義務
(適正な処理料金を負担、処理責任を実地に確認等、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。)
- ・委託に当たっての委託基準の遵守義務
(委託契約は書面により行われなければならない等)
- ・管理票交付義務等
(産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付、一定期間内に管理票の写しが送付されてこない場合は状況把握・適切な措置を講じなければならない。)

・事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
(法第3条第1項)

・事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。
(法第11条第1項)

違反

+

- ・実際の処分者等が支障の除去等の措置を講ずることが困難
- ・支障除去等の措置を採らせることが適當

違反

措置命令(※)の対象

※一定要件下での、支障の除去等の措置の命令

廃棄物の適正処理の確保のための施策体系

①マニフェスト制度の徹底

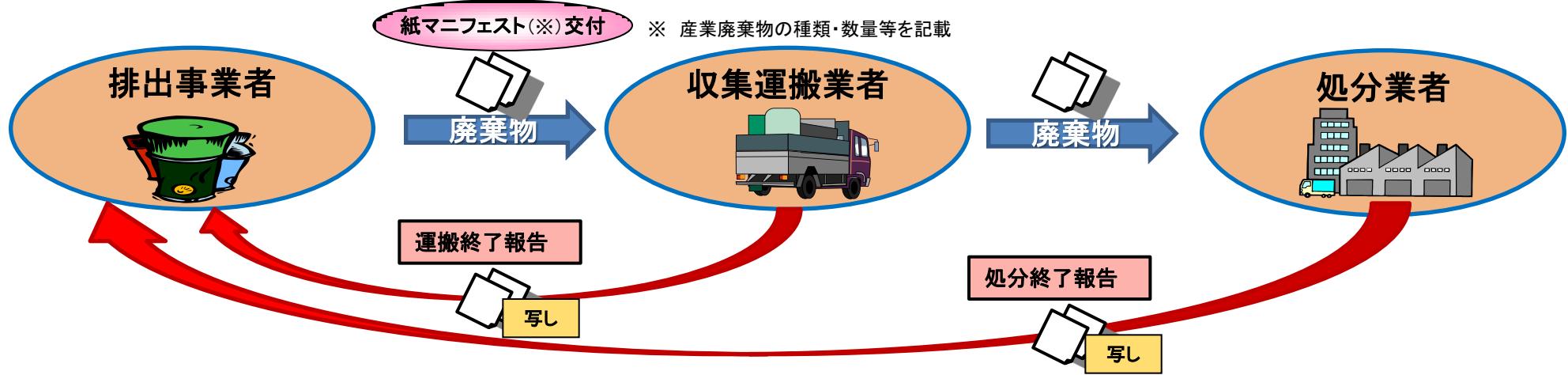
①マニフェスト制度の徹底

平成12年～22年の法改正の変遷

(御参考) 平成3年	<ul style="list-style-type: none">特別管理産業廃棄物についてマニフェスト使用義務づけ
(御参考) 平成9年	<ul style="list-style-type: none">全ての産業廃棄物についてマニフェスト使用義務づけ電子マニフェスト制度の創設
平成12年	<ul style="list-style-type: none">マニフェストにより最終処分がなされたことまで確認することを義務付け
平成15年	<ul style="list-style-type: none">事業者が一般廃棄物の処理を他人に委託する場合の基準を創設
平成17年	<ul style="list-style-type: none">マニフェスト制度違反に係る勧告に従わない者についての公表、命令措置の導入産業廃棄物の運搬又は処分を受託した者に対するマニフェスト保存義務づけ
平成22年	<ul style="list-style-type: none">マニフェストを交付した者に対し、当該マニフェストの写しの一定期間保存を義務づけ産業廃棄物の運搬又は処分を受託した者に対し、マニフェストの交付を受けていないにもかかわらず産業廃棄物の引き渡しを受けることを禁止

●産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度

排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を処理業者（※）に交付し、処理終了後、処理業者よりその旨を記載したマニフェストの写しの送付を受けることにより、排出事業者が自ら排出した産業廃棄物について、排出から最終処分までの流れを一貫して把握・管理し、排出事業者としての処理責任を果たすための制度
※ 収集運搬業者及び処分業者

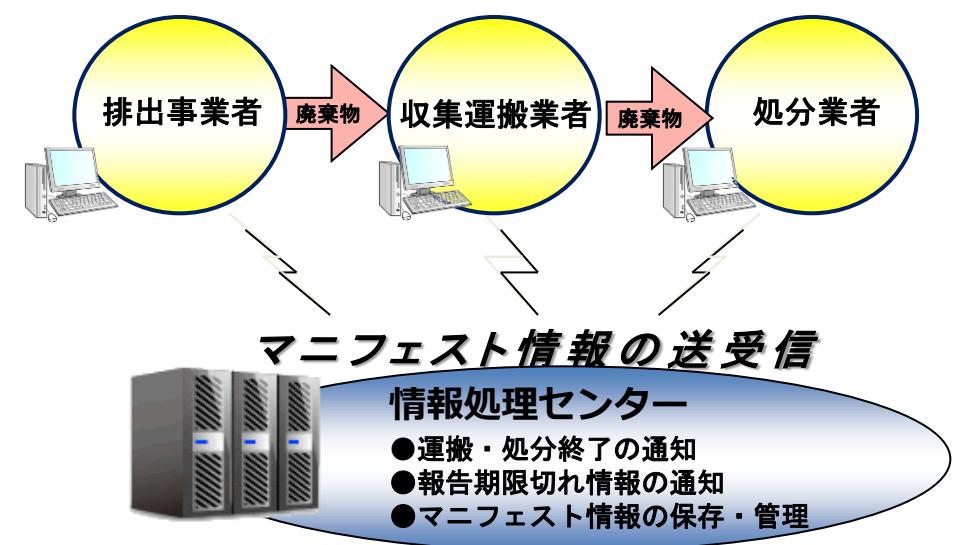


●電子マニフェスト制度

マニフェストの記載内容を電子データ化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワーク上でやりとりする仕組み
(平成9年の廃棄物処理法の改正により創設)

【電子マニフェスト普及の意義】

- 都道府県等の監視業務の合理化
- 排出事業者及び処理業者の事務の効率化（労務削減）
- 廃棄物処理システムの透明化（偽造しにくい）
- 不適正処理の原因究明の迅速化
- ◆ 「経済財政運営と改革の基本方針2015」に掲げられた「社会全体のIT化」に資する取組



電子マニフェストの普及状況

電子マニフェスト普及目標 平成28年度 50%

(H25.5 第三次循環型社会形成推進計画(閣議決定))

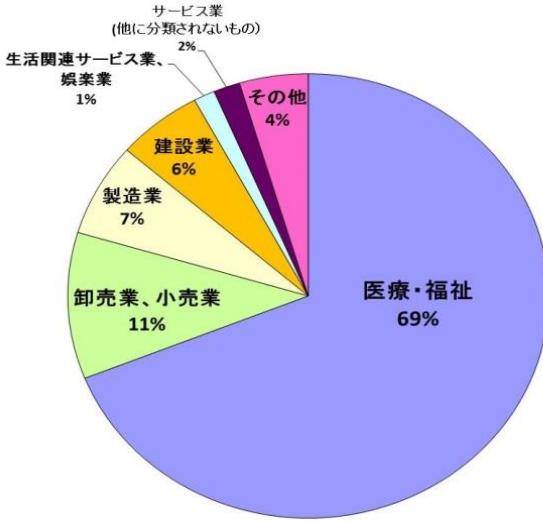
→ H25.10「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」策定

1)電子マニフェスト加入状況の推移

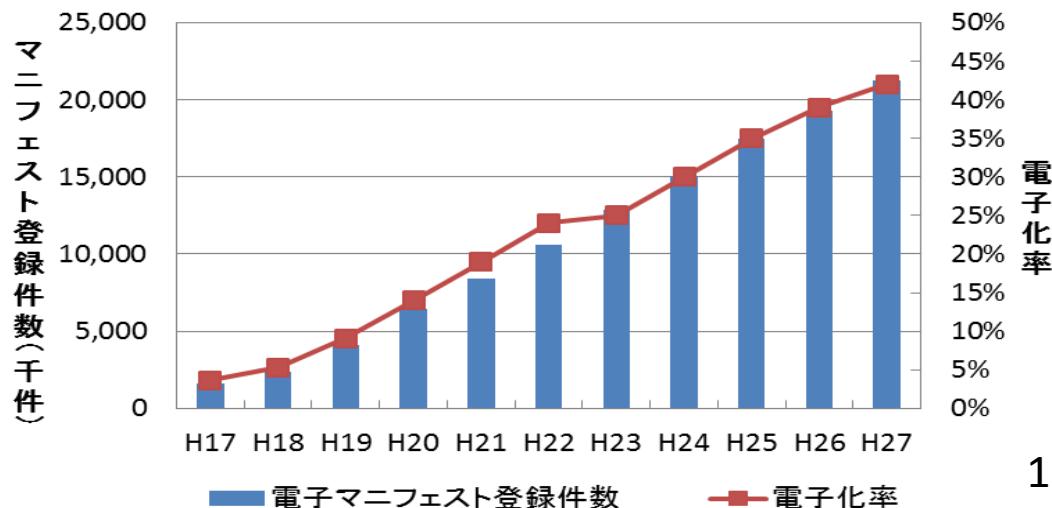
(平成28年3月31日現在)

年度	加入者数	加入者数の内訳			年間登録件数	電子化率 (普及率)
		排出 事業者	収集運搬 業者	処分 業者		
H23年度	79,155	62,443	10,673	6,039	12,882,074件/年	25%
H24年度	89,015	70,792	11,720	6,503	15,056,116件/年	30%
H25年度	110,860	90,857	13,005	6,998	17,460,912件/年	35%
H26年度	121,745	100,137	14,210	7,398	19,293,458件/年	39%
H27年度	141,441	118,069	15,543	7,829	21,247,609件/年	42%

2)排出事業者の業種別割合



3)電子マニフェスト登録状況推移



廃棄物の適正処理の確保のための施策体系

②処理業者の優良化

②処理業者の優良化

優良産廃処理業者認定制度

優良認定基準

- 従前の産業廃棄物処理業の許可の有効期限において特定不利益処分をうけていないこと。
- 産業廃棄物の処理状況、施設の維持管理状況などをインターネットにより一定期間、一定頻度で公表していること。
- ISO14001、エコアクション21等の認証を取得していること。
- 電子マニフェストシステムに加入しており、電子マニフェストが利用できること。
- 直前3事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であることや、法人税等を滞納していないことなど、財務体質が健全であること。

排出事業者

- 安心して委託できる優良な産廃処理業者を容易に選択できるようになり、排出事業者責任の確実な履行を補完する。

処理業者

- 許可更新に要する事務負担が軽減され、特に広域的に事業展開する処理業者にとって大きなインセンティブとなる。
- より信頼できる優良な処理業者の育成が進む。

優良産廃処理業者認定制度のメリット

1. 許可の有効期間が7年間に延長
(通常は5年間)



2. 許可証などにより排出事業者へPRが可能
3. 排出事業者は、優良認定業者に委託している場合は処理状況を公表情報により間接的に確認可能
4. 許可申請時の添付書類を一部省略可能
5. 環境配慮契約法の「産業廃棄物の処理に係る契約」における入札での有利な取扱い

平成25年2月 契約類型に追加

枠切り方式

下記の要素についてポイント制で評価し、一定割合以上の点数を獲得した事業者に入札参加資格を付与

評価項目

①環境配慮への取組状況(基本項目のみ)

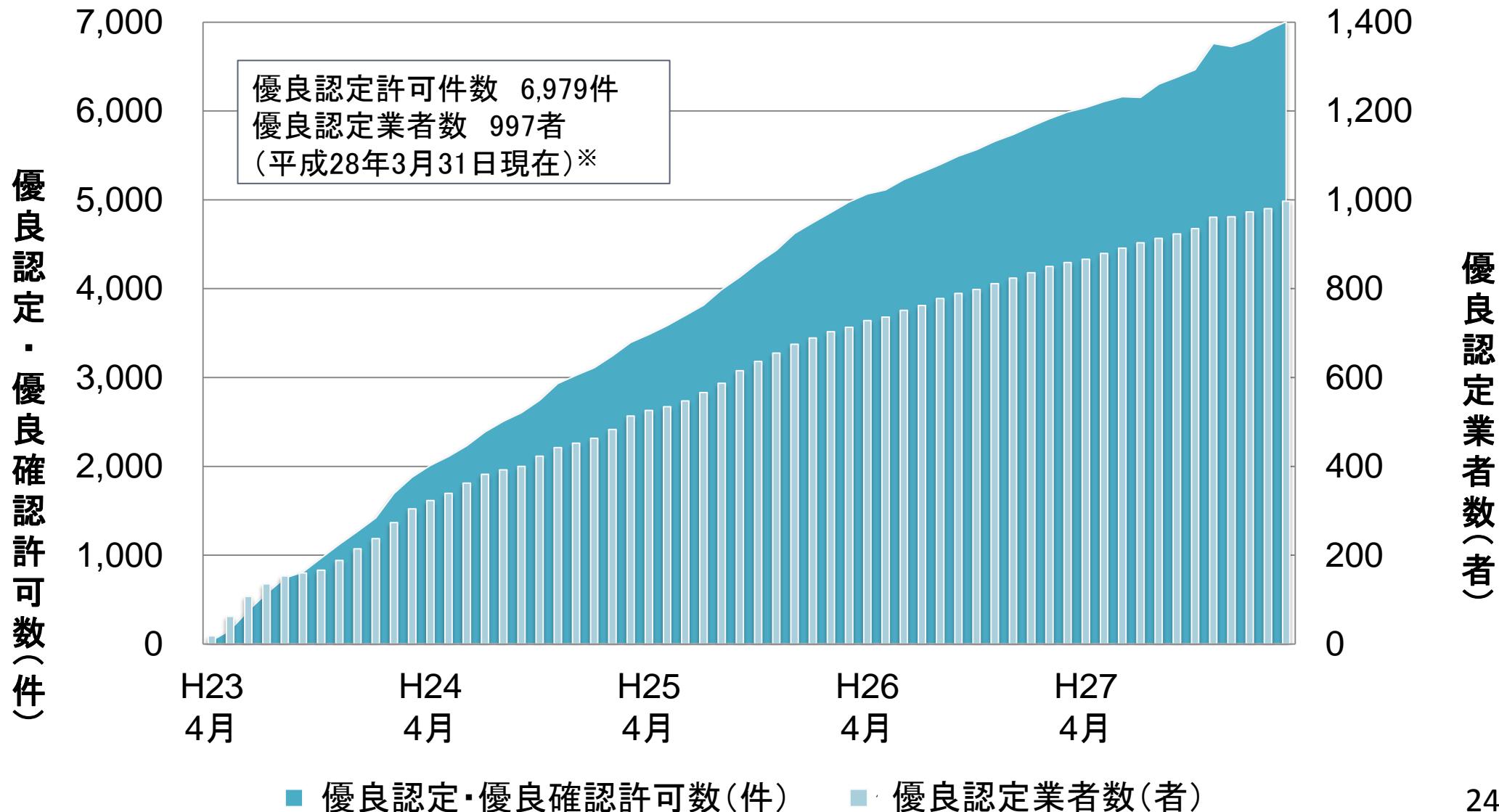
- 環境/CSR報告書の作成・公表
- 温室効果ガス等の排出削減計画の策定・目標設定・公表
- 従業員に対する研修・教育の実施

②優良基準への適合状況

- 遵法性（特定不利益処分を5年間受けていないこと）
- 事業の透明性（インターネットによる情報公開の実施）
- 環境配慮の取組（ISO14001、エコアクション21等の認証取得）
- 電子マニフェスト（電子マニフェストシステムへ加入、利用可能）
- 財務体質の健全性（自己資本比率、経常利益等の財務基準満足）

優良認定数の推移

優良産廃処理業者認定制度 優良認定数の推移



廃棄物の適正処理の確保のための施策体系

③不法投棄等の罰則の強化

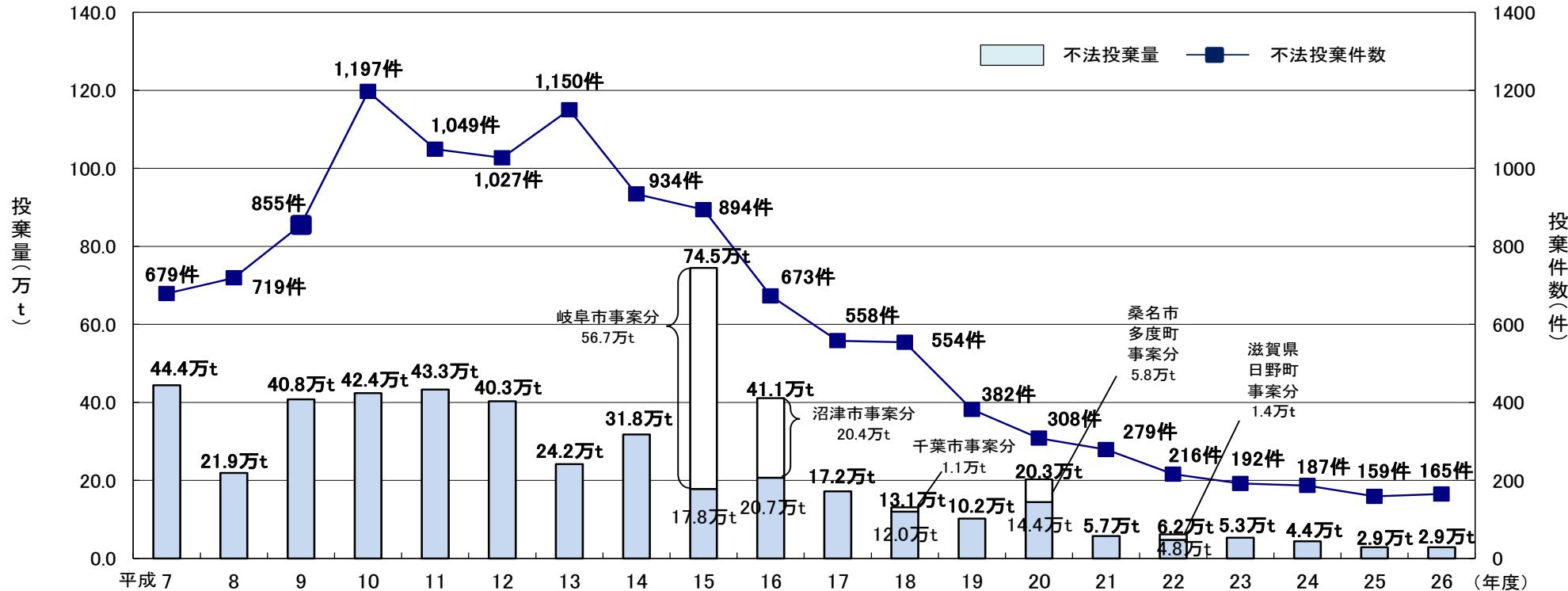
③不法投棄等の罰則の強化

平成12年～22年の法改正の変遷

平成12年	<ul style="list-style-type: none">不法投棄に対する罰則を、5年以下の懲役又は千万円(産廃・法人は1億円)以下の罰金に引き上げ無確認輸出に対する罰則を、3年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に引き上げ
平成15年	<ul style="list-style-type: none">不法投棄及び不法焼却の未遂罪を創設不法投棄に対する罰則を、一般・法人についても1億円以下の罰金に引き上げ
平成16年	<ul style="list-style-type: none">不法投棄目的の収集運搬に対する罰則の創設不法焼却に対する罰則を、5年以下の懲役又は千万円(法人1億円)以下の罰金に引き上げ
平成17年	<ul style="list-style-type: none">無許可営業・事業範囲変更等に対し、法人重課(1億円)を創設無確認輸出に対する罰則を、5年以下の懲役又は千万円以下の罰金に引き上げると共に、法人重課(1億円)を創設無確認輸出の未遂罪、予備罪を創設
平成22年	<ul style="list-style-type: none">従業員等が不法投棄等を行った場合に、当該従業員等の事業主である法人に課される量刑を3億円以下の罰金に引き上げ。その他、新たに規定された義務について違反した場合の罰則等を創設

不法投棄件数及び投棄量の推移(新規判明事案)

新規判明事案の不法投棄件数及び投棄量は、ピーク時の平成10年代前半に比べて大幅に減少している。



注1: 不法投棄件数及び不法投棄量は、都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄のうち、1件当たりの投棄量が10t以上の事案(ただし特別管理産業廃棄物を含む事案はすべて)を集計対象とした。

2: 上記棒グラフ白抜き部分について、岐阜市事案は平成15年度に、沼津市事案は平成16年度に判明したが、不法投棄はそれ以前より数年にわたって行われた結果、当該年度に大規模な事案として判明した。

上記棒グラフ白抜き部分の平成18年度千葉市事案については、平成10年度に判明していたが、当該年度に報告されたもの。

上記棒グラフ白抜き部分の平成20年度桑名市多度町事案については、平成18年度に判明していたが、当該年度に報告されたもの。

上記棒グラフ白抜き部分の平成22年度滋賀県日野町事案については、平成21年度に判明していたが、当該年度に報告されたもの。

3: 硫酸ピッチ事案については本調査の対象からは除外し、別途とりまとめている。

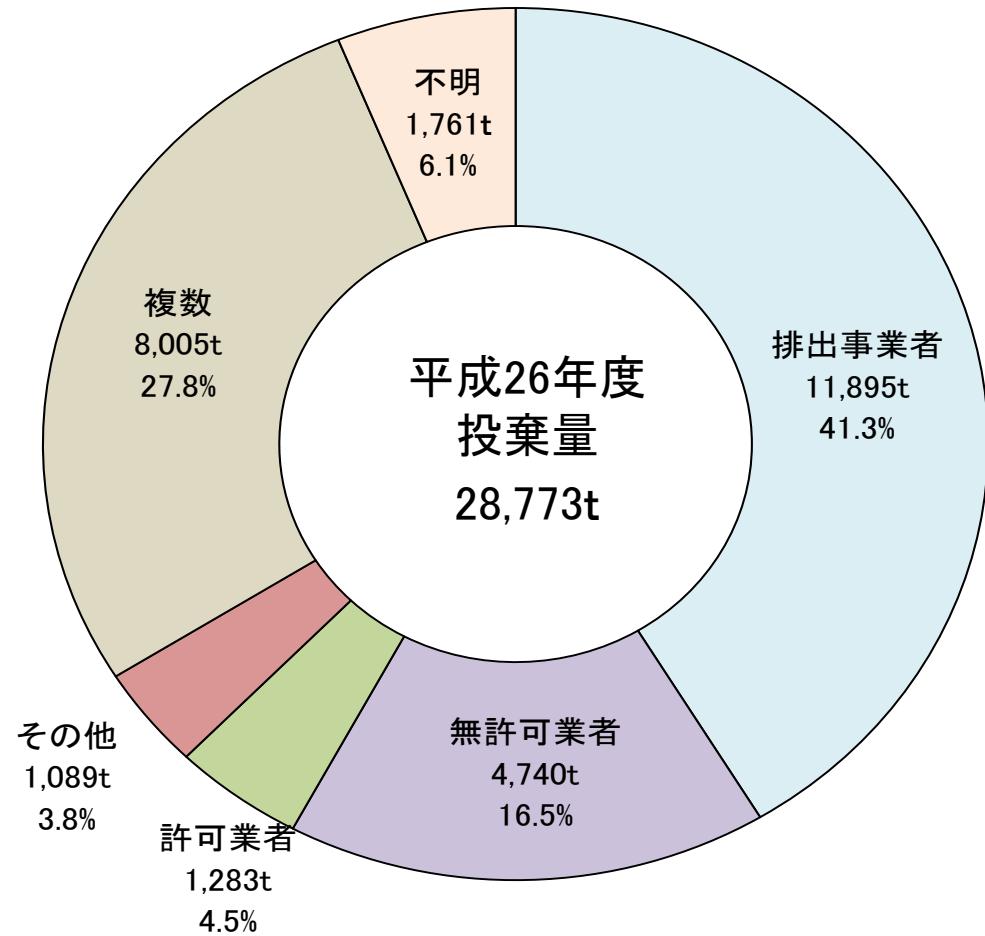
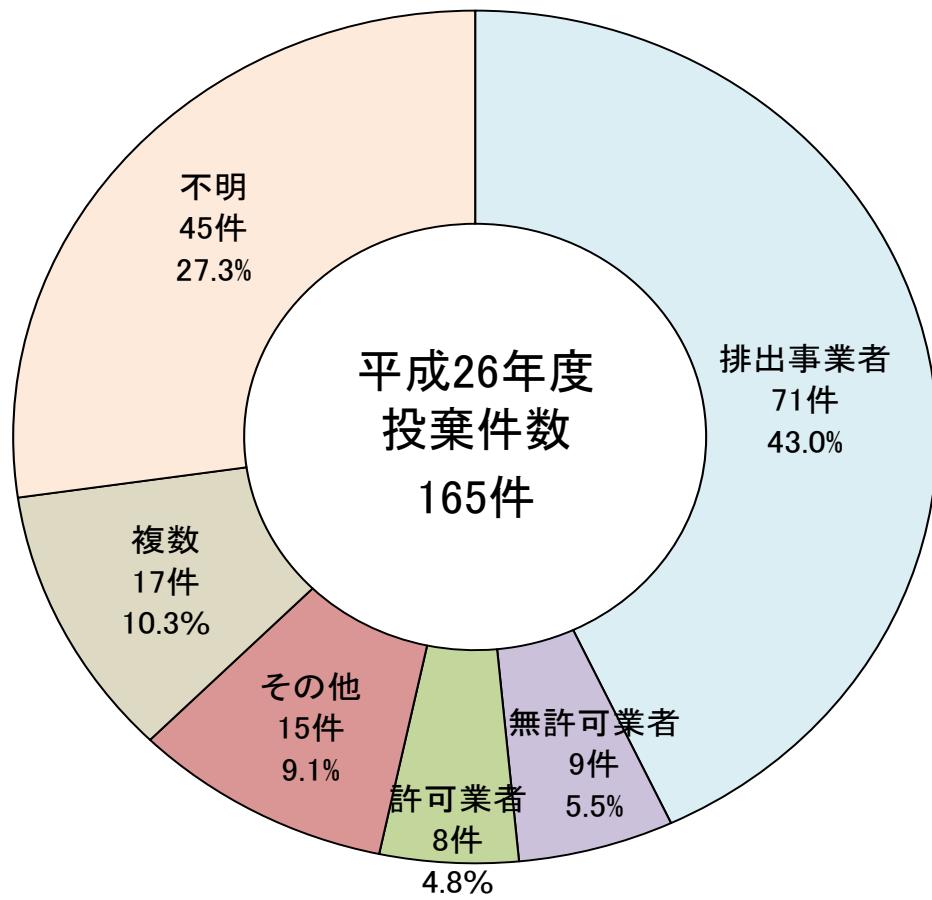
4: フェロシリルト事案については本調査の対象からは除外している。

なお、フェロシリルトは埋戻用資材として平成13年8月から約72万tが販売・使用されたが、その後、これらのフェロシリルトに製造・販売業者が有害な廃液を混入させていたことがわかり、産業廃棄物の不法投棄事案であったことが判明した。不法投棄は1府3県の45カ所において確認され、45カ所すべてについて撤去が完了している(平成27年3月27日時点)。

5: 量については、四捨五入で計算していることから合計値が合わない場合がある。

平成26年度不法投棄実行者内訳

投棄件数・投棄量ともに排出事業者が不法投棄実行者である場合が最も多い。
(投棄件数:約43% 投棄量:約41%)



平成26年度不法投棄種類内訳

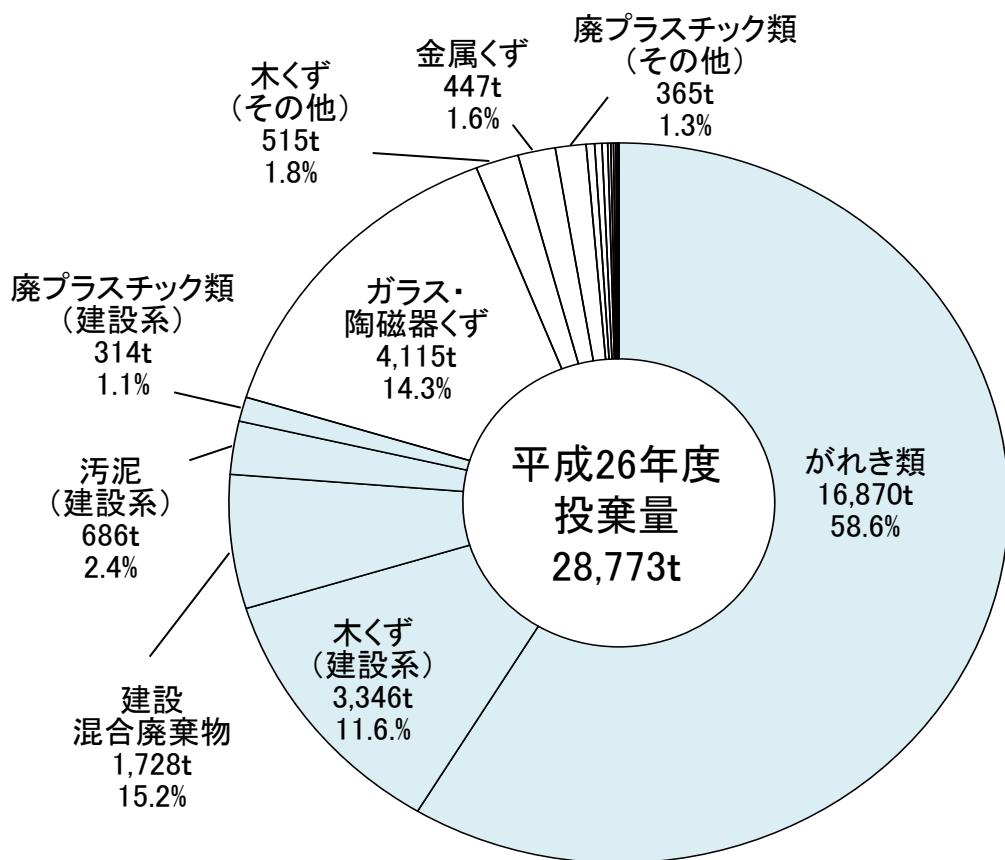
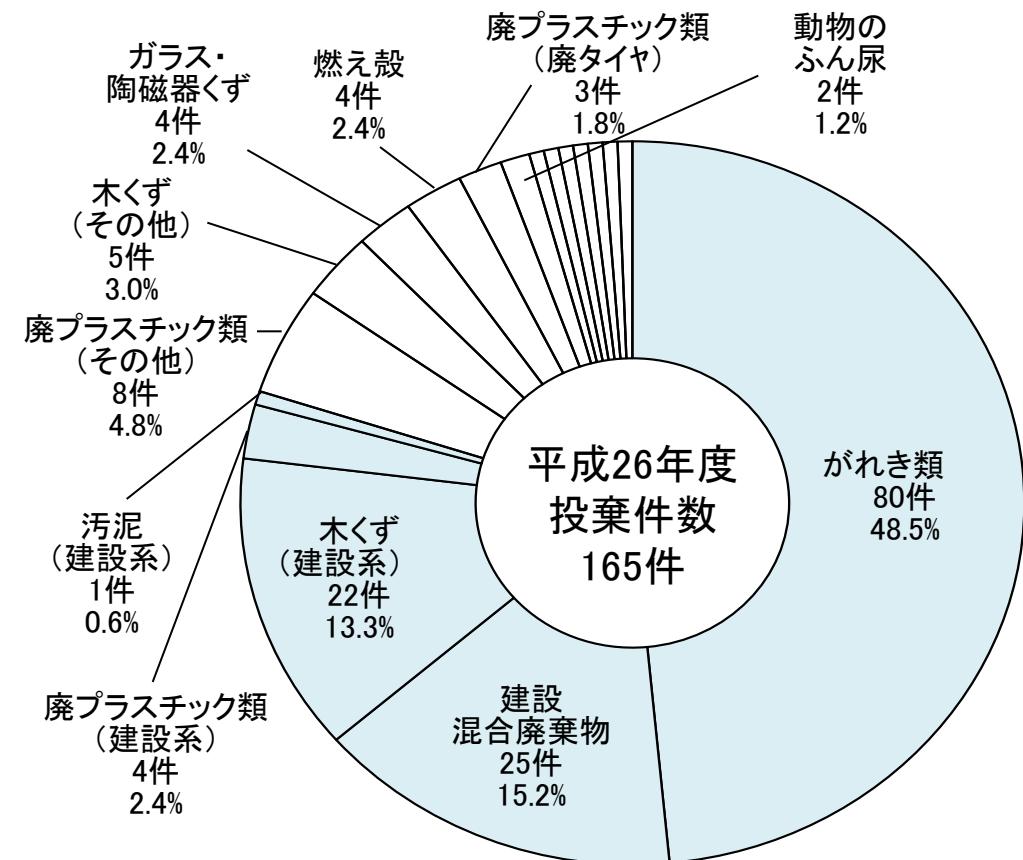
投棄件数・投棄量ともに建設系廃棄物が全体の約8割を占めている。

建設系以外廃棄物
計 33件 20.0%

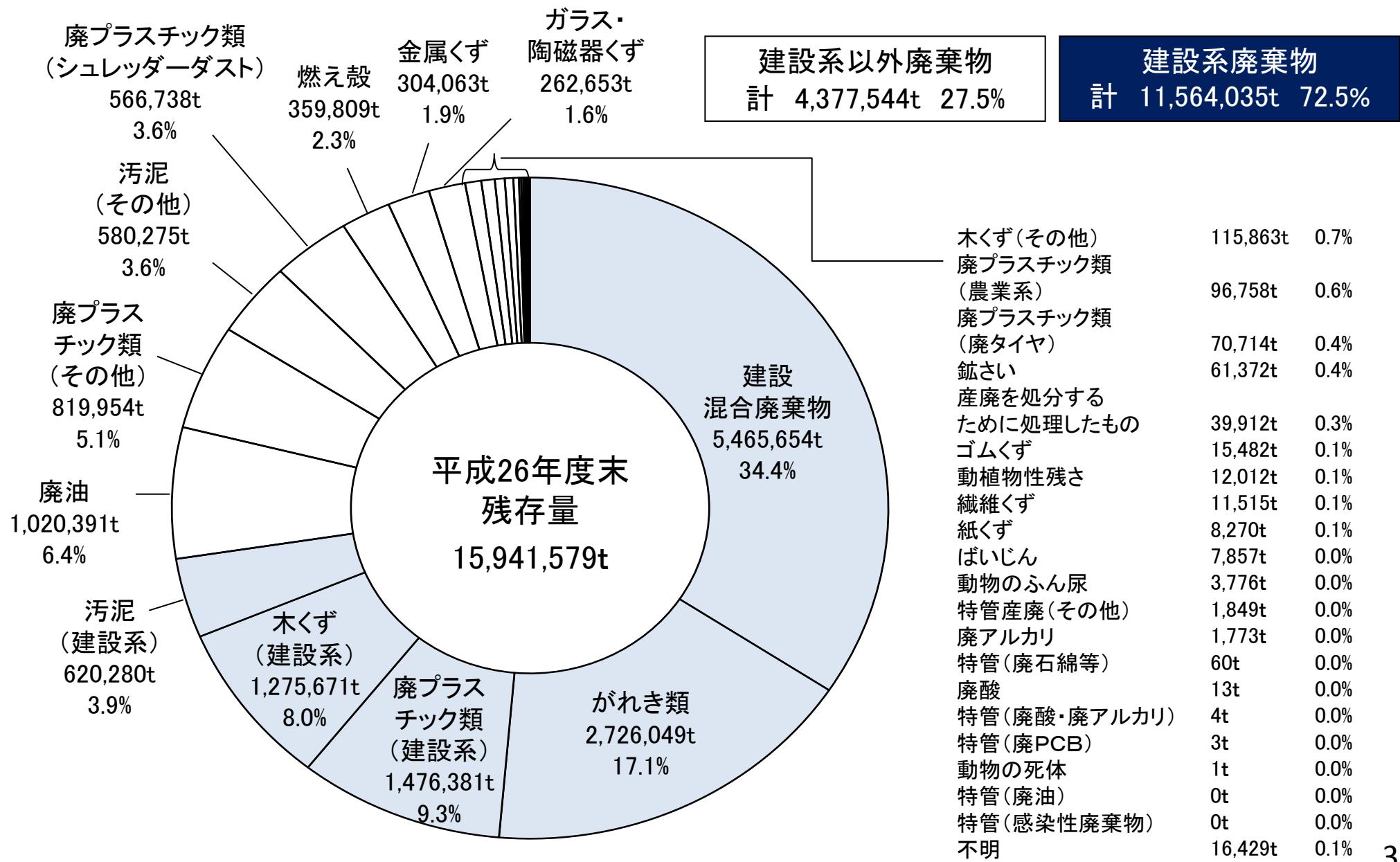
建設系廃棄物
計 132件 80.0%

建設系以外廃棄物
計 5,828t 20.3%

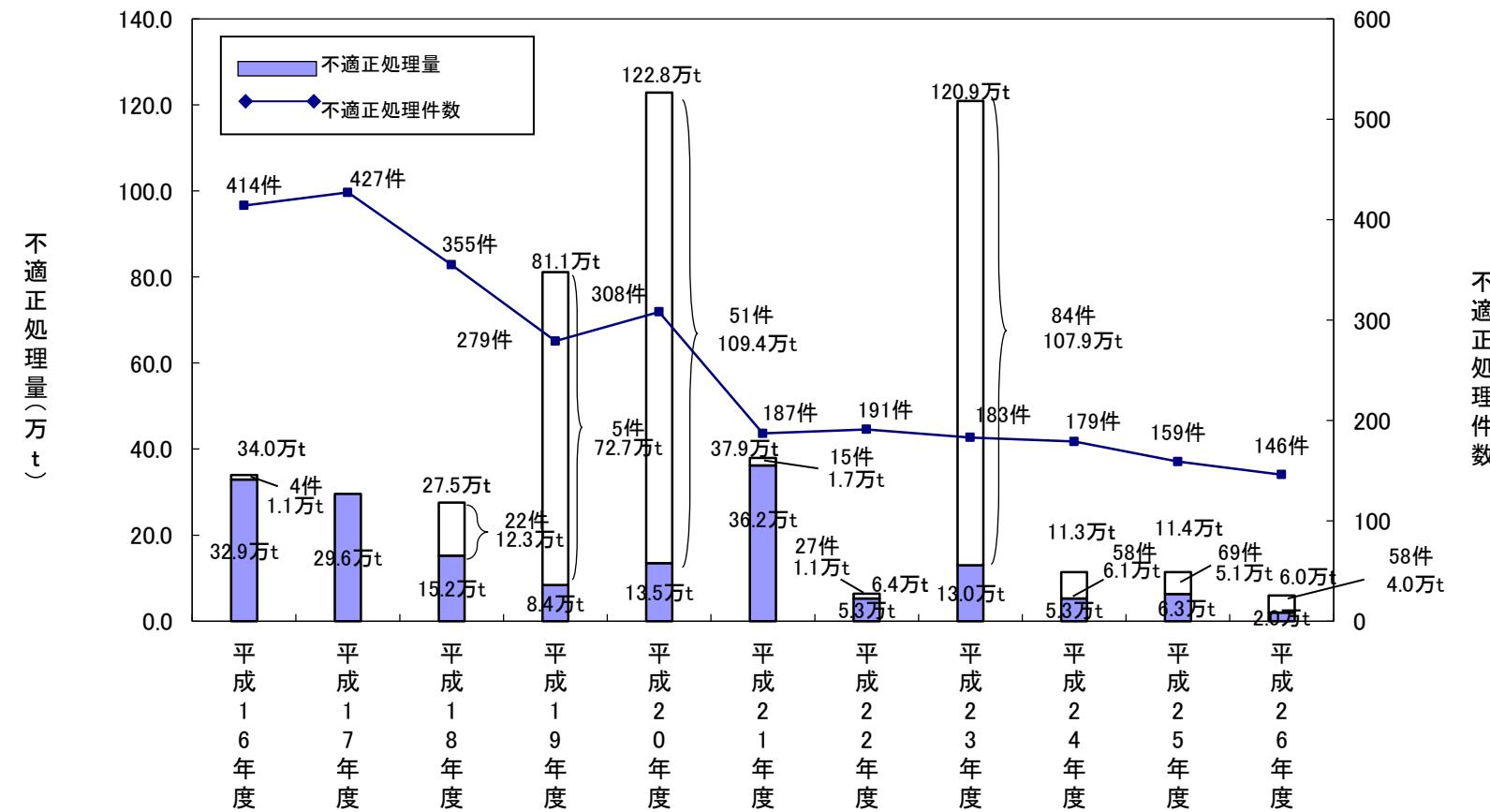
建設系廃棄物
計 22,944t 79.7%



不法投棄等の残存量(平成26年度末時点)



不適正処理件数及び処理量の推移(新規判明事案)



注)

1. 不適正処理件数及び不適正処理量は、都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不適正処理事案のうち、1件当たりの不適正処理量が10t以上の事案(ただし特別管理産業廃棄物を含む事案はすべて)を集計対象とした。
2. 上記棒グラフ白抜き部分は、報告された年度より前から不適正処理が行われていたもの、なお、平成23年度は不適正処理の開始年度が不明なものを含む。
3. 平成19年度に報告されたものには、大規模な事案である滋賀県栗東市事案71.4万tを含む。
4. 平成20年度に報告されたものには、大規模な事案である奈良県宇陀市事案85.7万t等を含む。
5. 平成21年度に報告されたものには、大規模な事案である福島県川俣町事案23.4万t等を含む。
6. 平成23年度に報告されたものには、大規模な事案である愛知県豊田市事案30.0万t、愛媛県松山市事案36.3万t、沖縄県沖縄市事案38.3万t等を含む。
7. 硫酸ピッチ事案及びフェロシリルト事案については本調査の対象からは除外している。
- ※ 量については、四捨五入で計算していることから合計値が合わない場合がある。

廃棄物の適正処理の確保のための施策体系

④適正な施設の確保

④適正な施設の確保

これまでの法改正の変遷

平成12年	<ul style="list-style-type: none">・施設許可要件に人的要件追加・施設許可の取消要件に廃棄物処理法違反等を追加・譲り受け等の許可制の創設・廃棄物処理センターによる産業廃棄物処理施設の整備支援
平成15年	<ul style="list-style-type: none">・産業廃棄物処理施設において、処理を行っている産業廃棄物と同様の性状を有する一定の一般廃棄物を処理する場合に、届出をもって一般廃棄物処理施設の設置を可能とする制度の創設
平成16年	<ul style="list-style-type: none">・処分場跡地等で土地の形質変更を行う際の事前届出制度創設
平成17年	<ul style="list-style-type: none">・最終処分場の維持管理積立金制度の対象をすべての許可処分場に拡大
平成22年	<ul style="list-style-type: none">・廃棄物処理施設の定期検査制度の創設・廃棄物処理施設の維持管理に関する情報の公開・最終処分場の適正な維持管理の確保・熱回収施設設置者認定制度の創設

産業廃棄物処理施設の新規許可件数

